

令和 8 年第 9 回ひたちなか市
教 育 委 員 会 7 月 定 例 会

日 時 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
午後 4 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分
場 所 市役所第 3 分庁舎 防災会議室 1

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- （１）議案第 2 1 号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則制定について
- （２）議案第 2 2 号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正
する規則制定について
- （３）議案第 2 3 号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定
について
- （４）議案第 2 4 号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則制定について
- （５）議案第 2 5 号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について
- （６）議案第 2 6 号 令和 9 年度小・中学校等特別支援学級（知的障害）において使用
する教科用図書について

4 閉 会

議案第 2 1 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則制定について

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 2 4 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

制定理由

令和 8 年 8 月 1 日付けでひたちなか市学校給食センターを廃止するため、ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(令和 8 年条例第 2 8 号)の施行期日を定める本規則を制定しようとするものです。

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例
第 2 8 号）の施行期日は，令和 8 年 8 月 1 日とする。

議案第 2 2 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 2 4 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

改正理由

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の改正※により，令和８年８月１日をもってひたちなか市学校給食センターが廃止となるため，本規則中の当該センターに係る事項を削る等の改正を行おうとするものです。

※ ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和８年条例第２８号）による。

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙
のとおり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則(平成6年教委規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次のとおり」を「次の表のとおり」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

共同調理場の名称	所管する学校等
那珂湊第三小学校共同調理場	那珂湊第一小学校
	那珂湊第二小学校
	那珂湊第三小学校
	那珂湊第三幼稚園

第3条第7号中「第5条各号に掲げる運営委員会」を「第5条に規定するひたちなか市共同調理場運営委員会」に改める。

第4条第1項第1号中「(センター長を含む。)」を削る。

第6条中「それぞれの」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第7条第1項の規定により委嘱され、又は任命された学校給食センター運営委員会委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の第7条第1項の規定によりひたちなか市共同調理場運営委員会委員委嘱され、又は任命されたものとみなす。

(ひたちなか市教育委員会公印規則の一部改正)

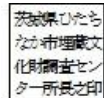
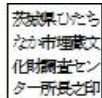
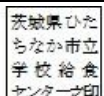
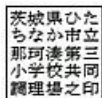
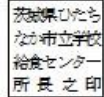
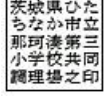
3 ひたちなか市教育委員会公印規則(平成6年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 茨城県ひたちなか市立学校給食センター之印の項及び茨城県ひたちなか市立学校給食センター所長之印の項を削る。

旧	新	備考										
(所管学校) 第2条 共同調理場が学校給食を調理し、配送を行う学校等（市立の小学校若しくは中学校又は幼稚園をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。 (1) 学校給食センター 次項に規定する学校給食を自校で提供することができない学校等 (2) 那珂湊第三小学校共同調理場 次の学校等 ア 那珂湊第一小学校 イ 那珂湊第二小学校 ウ 那珂湊第三小学校 エ 那珂湊第三幼稚園	(所管学校) 第2条 共同調理場が学校給食を調理し、配送を行う学校等（市立の小学校若しくは中学校又は幼稚園をいう。以下同じ。）は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>共同調理場の名称</th><th>所管する学校等</th></tr><tr><td>那珂湊第三小学校共同調理場</td><td>那珂湊第一小学校</td></tr><tr><td></td><td>那珂湊第二小学校</td></tr><tr><td></td><td>那珂湊第三小学校</td></tr><tr><td></td><td>那珂湊第三幼稚園</td></tr></table>	共同調理場の名称	所管する学校等	那珂湊第三小学校共同調理場	那珂湊第一小学校		那珂湊第二小学校		那珂湊第三小学校		那珂湊第三幼稚園	
共同調理場の名称	所管する学校等											
那珂湊第三小学校共同調理場	那珂湊第一小学校											
	那珂湊第二小学校											
	那珂湊第三小学校											
	那珂湊第三幼稚園											
2 略	2 略											
(所掌事務) 第3条 共同調理場の所掌事務は、次のとおりとし、その執行に当たっては、保健給食課長の指揮命令を受けるものとする。 (1)～(6) 略 (7) 条例第5条各号に掲げる運営委員会（以下「運営委員会」という。）に關すること。 (8)～(17) 略	(所掌事務) 第3条 共同調理場の所掌事務は、次のとおりとし、その執行に当たっては、保健給食課長の指揮命令を受けるものとする。 (1)～(6) 略 (7) 条例第5条に規定するひたちなか市共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）に關すること。 (8)～(17) 略											
(職及び職務) 第4条 次の各号に掲げる職にある者は、それぞれ上司の命を受け、当該各号に定める職務を行うものとする。 (1) 場長（センター長を含む。） 所属の事務の掌理及び所属職員の指揮監督 (2)～(6) 略	(職及び職務) 第4条 次の各号に掲げる職にある者は、それぞれ上司の命を受け、当該各号に定める職務を行うものとする。 (1) 場長 所属の事務の掌理及び所属職員の指揮監督 (2)～(6) 略											

旧	新	備考
2 略 (運営委員会) 第6条 運営委員会は、<u>それぞれの</u>共同調理場の運営のほか、学校給食に関する事項を審議する。 第7条～第9条 略	2 略 (運営委員会) 第6条 運営委員会は、共同調理場の運営のほか、学校給食に関する事項を審議する。 第7条～第9条 略	

ひたちなか市教育委員会公印規則新旧対照表（付則第3項関係）

旧						新						備考
別表第1（第4条関係）												
一般公印												
公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	
略												
茨城県ひたちなか市 埋蔵文化財調査セン ター所長之印		古印体	方27	埋蔵文化財調査 センター所長名 をもってする文 書	埋蔵文化財 調査センタ ー所長	茨城県ひたちなか市 埋蔵文化財調査セン ター所長之印		古印体	方27	埋蔵文化財調査 センター所長名 をもってする文 書	埋蔵文化財 調査センタ ー所長	
茨城県ひたちなか市 立学校給食センター 之印		古印体	方21	学校給食センタ ー名をもってす る文書	学校給食セ ンター所長	茨城県ひたちなか市 立那珂湊第三小学校 共同調理場之印		古印体	方21	湊第三小学校共 同調理場名をも ってする文書	湊第三小学 校共同調理 場長	
茨城県ひたちなか市 立学校給食センター 所長之印		古印体	方21	学校給食センタ ー所長名をもっ てする文書	学校給食セ ンター所長							
茨城県ひたちなか市 立那珂湊第三小学校 共同調理場之印		古印体	方21	湊第三小学校共 同調理場名をも ってする文書	湊第三小学 校共同調理 場長							
略												

議案第 23 号

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 24 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

改正理由

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の改正※により，令和８年８月１日をもってひたちなか市学校給食センターが廃止となったため，当該センターに係る事項を削る改正を行おうとするものです。

※ ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和８年条例第２８号）による。

ひたちなか市教育委員会訓令第 号

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

ひたちなか市教育委員会訓令第 号

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程（平成 1 1 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「，学校給食センター所長」を削る。

付 則

この訓令は，令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

旧	新	備考
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 施設長 埋蔵文化財調査センター所長、<u>学校給食センター所長</u>、那珂湊第三小学校共同調理場長及び図書館長（中央図書館長を除く。）をいう。 (8)・(9) 略	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 施設長 埋蔵文化財調査センター所長、那珂湊第三小学校共同調理場長及び図書館長（中央図書館長を除く。）をいう。 (8)・(9) 略	

議案第 2 4 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則制定について

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 2 4 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

制定理由

令和８年８月１日付けでひたちなか市教育研究所をひたちなか市生涯保健センター内へ移転するため、ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和８年条例第１８号）の施行期日を定める本規則を制定しようとするものです。

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例
第 1 8 号）の施行期日は，令和 8 年 8 月 1 日とする。